

# 青森市小学校給食センター等整備運営事業

## 実施方針

平成 22 年 11 月 17 日

青 森 市

青森市（以下「市」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、青森市小学校給食センター等整備運営事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日内閣告示第 11 号。以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、本事業の実施に関する方針として定めたものである。

## 目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	6
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 事業者の募集及び選定方法	7
2 事業者の募集及び選定の手順	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
4 審査及び選定に関する事項	12
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1 責任分担に関する基本的な考え方	13
2 予想されるリスクと責任分担	13
3 事業の実施状況の監視	13
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1 立地条件	14
2 施設要件	14
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	15
4 金融機関と市の協議（直接協定）	15
5 その他	16
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1 議会の議決	16
2 入札に伴う費用負担	16
3 実施方針に関する問合せ先	16

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名

青森市小学校給食センター等整備運営事業

#### (2) 公共施設の管理者の名称

青森市長 鹿内 博

#### (3) 事業の目的

青森市の小学校給食は、西部学校給食共同調理場、中央部学校給食共同調理場、浪岡学校給食センター、単独給食実施校 13 校で調理しているが、西部及び中央部学校給食共同調理場は、建設から 30 年以上経過しており、また、単独給食実施校においても、平成 26 年度以降、逐次施設の処分制限期間（建設後 35 年）を満了し、給食調理場という性格上、施設は常に蒸気等の湿気にさらされ、老朽化の進展が顕著となっている。

このため、市では、新たな給食センターの整備を行うこととしているが、施設整備等に当たっては、大量調理を行うための近代的な施設整備の効率的な導入が図られた集約された施設であること、衛生管理の徹底や人件費等の経費節減、物資の大量購入により、安価な食材料の確保が可能であること、優れた設備等を整備することで、栄養バランスを考慮した温かい食事の提供や、家庭、学校、地域などに学校給食や食に関する情報の発信を行うなど、食育の推進に寄与することができること等を考慮し、共同調理場方式での給食センターを、青森市西部工業団地内の青森市中学校給食センター隣接地において整備することとしている。

新たな給食センターの整備・運営に当たっては、PFI手法を取り入れることにより、民間企業が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、安全で安心な給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

#### (4) 本事業の基本方針

本事業は、新たに1日当たり12,000食の供給能力のある小学校給食センターを整備し、その事業期間内において、施設の維持管理及び運営を行うものである。また、現在稼働中の中学校給食センターの運営も併せて行うこととする。

事業実施にあたっての基本方針は以下の通りである。

基本方針	
項目	内容
衛生管理の徹底	安全な給食を提供するため、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の概念を取り入れ、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）等に基づき、衛生管理の徹底を図る。
調理機能の充実	より豊かでおいしい給食を安定的に供給するため、基本的な調理機能の充実に努める。
望ましい食環境の整備	児童の食に関する正しい理解と望ましい食習慣の育成に資するような食器類の導入を図るなど、望ましい食環境の整備に努める。
アレルギー対応食の提供	近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ児童に対する給食（除去食を基本とし、可能であれば代替食）の提供に対応しうる機能設備を兼ね備えた施設とし、これに応じた業務システムの構築に取り組む。
環境への配慮	クリーンエネルギーの利用等、省エネルギー設備の導入や生ごみの減量化・再資源化への対応など、環境負荷の低減に取り組む。
コスト縮減の追求	施設の建設から維持管理・修繕、調理・運営等全般にわたるライフサイクルコストの縮減を可能な限り追求する。
食育に関する教育的施設の整備	健康教育、食の教育、環境教育など、食育に関する「生きた教材」としての活用が期待されていることから、施設や調理場の見学、食に関する研修・交流、栄養指導等の教育施設の充実に努める。

なお、新たに設置する小学校給食センターについては、設計・建設から維持管理・運営までのすべての業務を対象とし、既設の中学校給食センターについては、維持管理業務の一部（清掃等）及び運営業務（配送・回収を含む）を対象とするものである。

#### (5) 事業の手法

本事業は、PFI法に基づき、市所有の土地に事業者自らが新たに小学校給食センター等の

整備を行い、その事業期間内において維持管理及び運営を行うものである。

(6) 事業の内容

ア 施設概要

- (ア) 事業用地 青森市大字三内字丸山 393 番地 261
- (イ) 敷地面積 16,158.28 m<sup>2</sup> (小学校給食センター対象地：約 7,400 m<sup>2</sup>)
- (ウ) 小学校給食センター
  - ・提供食数 1 日当たり約 12,000 食
  - ・対象学校 34 校 (現在の共同調理場方式の小学校 30 校、単独校方式の小学校からの集約分 4 校 (千刈、大野、戸山西、久栗坂小学校))
- (エ) 中学校給食センター (既設)
  - ・提供食数 1 日当たり約 9,000 食
  - ・対象学校 20 校 (現在の共同調理場方式の中学校)その後、耐用年数を勘案し、食数の推移を見ながら、順次単独校方式の小学校等を給食センターへ集約していく。

イ 事業方式

P F I 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (ア) 設計・建設期間 平成 24 年 1 月～平成 26 年 3 月 (2 年 3 ヶ月間)
- (イ) 開業準備期間 平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月 (3 ヶ月間)
- (ウ) 維持管理・運営期間 平成 26 年 4 月～平成 41 年 3 月 (15 年間)

なお、平成 41 年 4 月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。

エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

【小学校給食センター】

- (ア) 設計業務
  - ・各種調査 (敷地測量・地質調査等)
  - ・設計 (建築本体設計、厨房設備設計)

- ・設計図書の作成
- ・設計に伴う各種申請手続き
- (イ) 工事監理業務
- (ウ) 建設業務
  - ・建設工事
  - ・調理設備、備品等の調達・設置
  - ・工事に伴う近隣対策
  - ・建設に伴う各種申請手続き
  - ・完成図書の作成
- (エ) 運営備品等調達等業務
- (オ) 開業準備及び引渡業務
  - ・開業準備業務
  - ・引渡業務
- (カ) 維持管理業務
  - ・建築物保守管理業務
  - ・建築設備保守管理業務
  - ・厨房設備保守管理業務
  - ・各種備品等保守管理業務
  - ・外構等保守管理業務
  - ・清掃業務
  - ・エネルギー管理支援業務
  - ・警備業務
- (キ) 運営業務
  - ・調理等業務
  - ・衛生管理業務
  - ・洗浄・残菜等処理業務
  - ・広報・食育支援業務
  - ・配膳業務
  - ・配送・回収業務

**【中学校給食センター】**

- (ク) 運営備品等調達等業務
- (ケ) 開業準備及び引渡業務
  - ・開業準備業務
  - ・引渡業務
- (コ) 維持管理業務
  - ・各種備品等保守管理業務

- ・外構等保守管理業務
- ・清掃業務
- ・エネルギー管理支援業務
- ・警備業務

(サ) 運営業務

- ・調理等業務
- ・衛生管理業務
- ・洗浄・残菜等処理業務
- ・広報・食育支援業務
- ・配膳業務
- ・配送・回収業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・献立作成等
- ・食材調達及び検収
- ・残菜・廃油の処分
- ・給食費の徴収管理
- ・見学の受け入れ
- ・試食の受け入れ、試食会の実施

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- (ア) 市は、事業者が実施する施設の建設への対価の一部として、あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者に支払う。
- (イ) 市は、事業者が実施する施設の設計、建設への対価について、(ア)に記す建設一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者に支払う。
- (ウ) なお、提案から引渡し日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。
- (エ) 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、委託料として維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。
- (オ) また、委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。
- (カ) 固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等が含まれることを想定しているが、詳細については入札説明書等で提示する。
- (キ) 調理等業務に係る光熱水費は、市が直接負担するため、委託料には含まれないものと



する。ただし、配送・回収業務に係る燃料費等は委託料に含めることとし、施設のうち事業者の事務室等の光熱水費については、事業者の負担とすることを想定している。

(7) 事業のスケジュール（予定）

ア	落札者決定	平成 23 年 9 月
イ	仮契約	平成 23 年 11 月
ウ	契約議案の議会への提案	平成 23 年 12 月
エ	事業契約の締結	平成 23 年 12 月
オ	施設の設計・建設	平成 24 年 1 月～平成 26 年 3 月
カ	開業準備期間	平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月
キ	施設の維持管理・運営	平成 26 年 4 月～平成 41 年 3 月

(8) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、各種の法令等を遵守すること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。（PFI法第2条第2項）

(1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

- ア 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務等が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務等の水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

具体的には、以下の手順により客観的評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、市のホームページ等で速やかに公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定に当たっては、総合評価一般競争入札により行う。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成 22 年 11 月 17 日(水)	実施方針・要求水準書（案）の公表
平成 22 年 11 月 30 日(火)	実施方針に関する説明会
平成 22 年 12 月 7 日(火)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
平成 23 年 1 月 31 日(月)	実施方針等に関する質問・意見の回答
平成 23 年 3 月	特定事業の選定・公表
平成 23 年 4 月	入札公告及び入札説明書等の交付
平成 23 年 4 月	入札説明書に関する説明会及び現地見学会
平成 23 年 4～5 月	入札説明書等に関する第 1 回質問の受付
平成 23 年 4～5 月	入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答
平成 23 年 4～5 月	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付
平成 23 年 4～5 月	参加資格審査結果の通知
平成 23 年 5～6 月	入札説明書等に関する第 2 回質問の受付
平成 23 年 5～6 月	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答
平成 23 年 7 月	入札及び提案書の受付
平成 23 年 9 月	落札者決定及び公表・基本協定の締結
平成 23 年 11 月	仮契約締結
平成 23 年 12 月	事業契約議決及び締結

#### (2) 応募手続き等

##### ア 実施方針に関する説明会

事業者对本事業への参加を求めため、実施方針等に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。

- ・日 時 平成 22 年 11 月 30 日（火）14:30～16:00
- ・会 場 青森市中学校給食センター 2 階会議室  
青森市大字三内字丸山 393 番地 261（本事業用地内）
- ・申し込み方法 電子メールにより平成 22 年 11 月 25 日（木）正午までに提出すること。  
（第 1 号様式）

説明会で実施方針等の配布は行なわないので各自持参すること。

当日は事業用地及び中学校給食センターの施設見学を併せて実施する。（但し、中学校給食センター内は一般の見学者ルートでの見学となる。また、事業用地及び中学校給食センターの施設見学の機会は、入札公告後に改めて設ける予定である）

会場の駐車場台数には限りがあり、また会場周辺の駐車場も少ないため、極力公共交通機関を使用し来場すること（駐車場の利用申込は先着順とする）

#### イ 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針・要求水準書（案）に関する質問、意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期限 平成 22 年 12 月 7 日（火）15 時まで
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。（第 2～3 号様式）

#### ウ 実施方針等に関する質問・意見の回答

実施方針等に関する質問・意見に対する回答を、平成 23 年 1 月 31 日（月）に市ホームページにおいて公表する。

#### エ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する意見を踏まえ、PFI 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、公表する。

#### オ 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ入札公告を行い、入札説明書、様式集、要求水準書、事業契約書（案）及び落札者決定基準（以下、「入札説明書等」という。）を交付する。入札公告以降の予定は、随時ホームページに公表する。

#### カ 入札説明書に関する説明会及び現地見学会

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を開催する。

#### キ 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を受け付ける。

#### ク 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第1回質問に対する回答書を、市ホームページにおいて公表する。

**ケ** 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

**コ** 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

**サ** 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は説明要求に対する回答を行う。

**シ** 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を受け付ける。

**ス** 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書を、市ホームページにおいて公表する。

**セ** 入札及び提案書の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書において提示する。

**ソ** 落札者決定・公表及び事業契約締結

提出された提案書について総合的に評価を行い、青森市小学校給食センター等整備運営事業PFI事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て落札者を決定する。落札者は、特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立し、市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

**3** 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

**ア** 入札参加者は、本施設を設計する企業(以下「設計企業」という。)、本施設を建設する企業(以下「建設企業」という。)、本施設の厨房設備等を設計・製作・設置する企業(以下「厨房設備企業」という。)、本施設の工事監理に当たる企業(以下「工事監理企業」と

いう。) 本施設を維持管理する企業(以下「維持管理企業」という。)及び運営を実施する企業(以下「運営企業」という。)を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定め、応募手続きは代表企業が行うこと。設計企業、建設企業、工事監理企業、厨房設備企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

- イ 代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- ウ 構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、配送業務を行う企業については協力企業として、他の入札参加者の協力企業となることができる。
- エ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社(以下「SPC」という。)を市内に設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成員での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- オ 構成員は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約の締結後速やかに市に通知すること。

## (2) 入札参加者の参加資格要件

### ア 共通の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件をすべて満たすこととする。

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (エ) 市の競争入札参加資格者名簿(平成22・23年度)に登録してあること。
- (オ) 市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続きの開始がされていないこと。
- (キ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (ク) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。
- (ケ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (コ) 直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、市税を滞納している者でないこと。
- (サ) 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

- a 審査委員会の委員、または委員が属する企業
- b アドバイザリー業務委託受託者

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社、
- ・日比谷パーク法律事務所

注:「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有する、又は、その資金の総額の100分の20を出資しているものをいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねているものをいう。

- (シ) 警察当局から、市長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、市発注契約からの排除要請があり、警察当局と協議の上、市長が認定した場合等明らかに契約の相手方として不適当であると認められている者でないこと。
- (ス) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者でないこと。

イ 設計企業及び工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 平成18年4月以降に3,000㎡以上の施設の実施設設計の実績を有していること。
- (ウ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。
- (エ) 工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

ウ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 青森市工事施工能力審査基準に基づき建築一式工事についてAの等級に格付されている者。
- (ウ) 平成18年4月以降に3,000㎡以上の施設の施工実績を有していること。

エ 維持管理企業及び厨房設備企業は、次の要件を満たしていること。

- (ア) 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
- (イ) 複数の場合は、全ての企業が上の(ア)を満たすこと。また、少なくとも1社は、構成企業として前述3(1)エに示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

オ 運営企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) 学校給食施設又は集団調理施設等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

(イ) HACCP対応に対する相当の知識を有していること。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。ただし、前記(1)イの規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については、変更する場合がある。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会

学識経験者等で構成する審査委員会が入札書類等の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。審査委員会の構成、氏名等については、入札説明書等で公表する予定である。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、評価項目や評価方法は、落札者決定基準に示す。

ウ 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

エ 審査結果

審査結果は公表する。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添資料4に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書に示す。

#### 3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。



## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地条件

- (1) 建設予定地 青森市大字三内字丸山 393 番地 261
- (2) 用途地域 工業専用地域
- (3) 建ぺい率 60%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 16,158.28 m<sup>2</sup> (小学校給食センター対象地：約 7,400 m<sup>2</sup>)
- (6) 所有関係 市有地
- (7) インフラとの接続

下記インフラとの接続を行う場合は、各管理者の定める規則に従い、事業者の負担で整備すること。詳細な内容については、事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法等を決定すること。

ア 上水道	青森市企業局上下水道部
イ 下水道(汚水)	未整備
ウ 電力	東北電力
エ ガス	L P ガス
オ 電話	各電話会社

### 2 施設要件

本施設に必要な機能は、以下のものを想定している。

詳細は、要求水準書(案)に記載する。

区分		必要とする機能
施設 本 体	給食エリア	検収室 下処理室 食品庫 計量室 冷蔵庫 冷凍庫 上処理室 釜調理室 焼物・揚物室 アレルギー対応食調理室 和え物室 コンテナ室 洗浄室 残菜庫 物品庫 油庫 廃棄物室 器具洗浄室 前室 等
	事務エリア	市職員用事務室 事業者用事務室 湯沸室 研修室 市職員用更衣室 調理員用更衣室 休憩室 洗濯乾燥室 事務職員・外来用トイレ 調理員専用トイレ 多目的便所 等
	その他	玄関ホール 見学スペース 機械室 プラットホーム 清掃器具庫 等
付帯施設		駐車場 配送車庫 駐輪場 排水処理施設 受水槽 雨水貯留・浸透施設 ボイラー室 等

## 第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、青森地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

### 4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供

を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結することができる。

## 5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 23 年定例会（3 月議会）に、事業契約の締結に関する議案を平成 23 年定例会（12 月議会）に付議する予定である。

### 2 入札に伴う費用負担

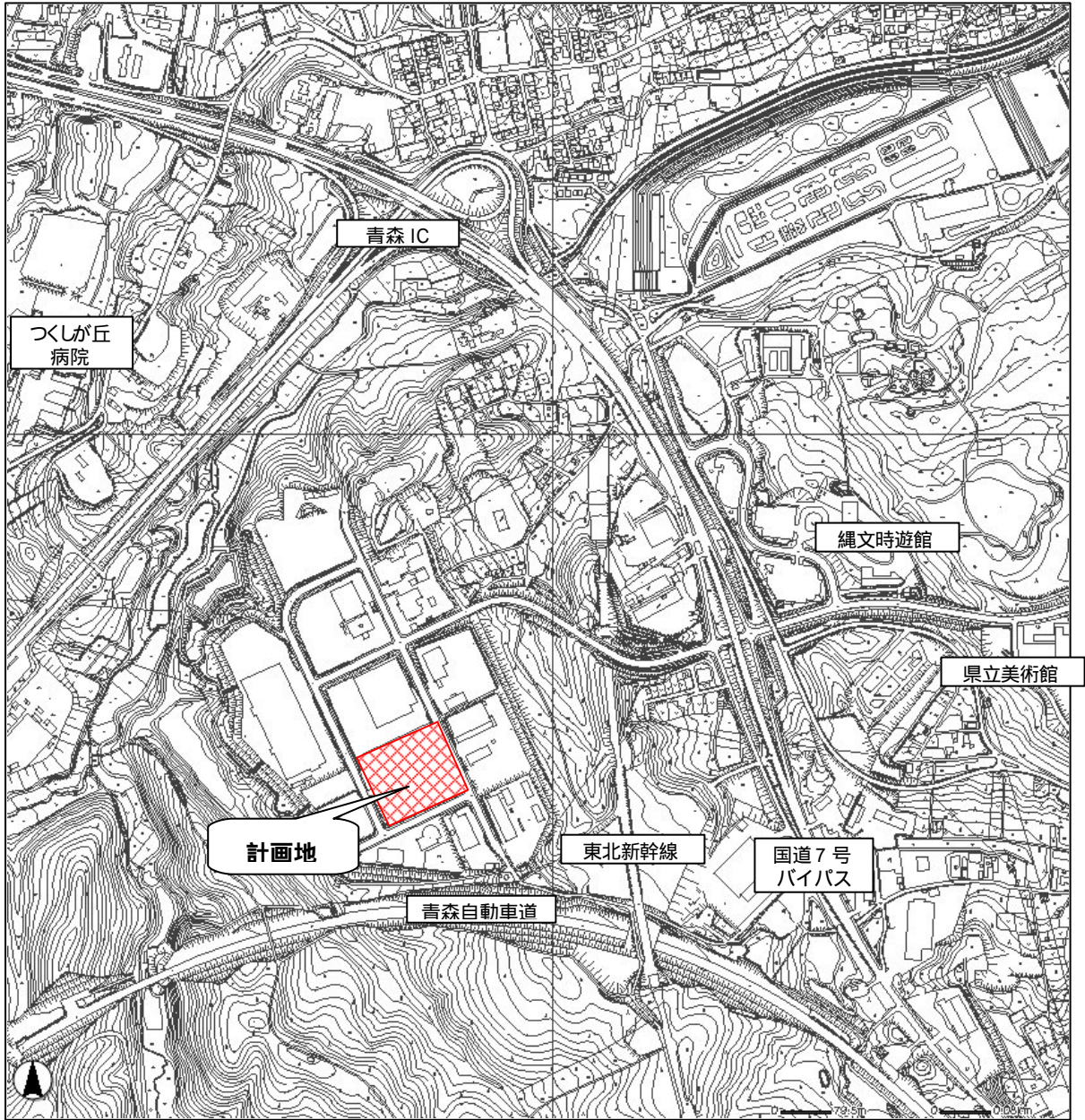
入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 担当部署       | 青森市教育委員会事務局学校給食課  |
| (2) 住所         | 〒038-8505 青森市柳川二丁目1番1号  |
| (3) 電話         | (017)761-4801   |
| (4) F A X      | (017)761-4530   |
| (5) 電子メールアドレス  | gakko-kyushoku@city.aomori.aomori.jp  |
| (6) ホームページアドレス | <a href="http://www.city.aomori.aomori.jp/">http://www.city.aomori.aomori.jp/</a> |

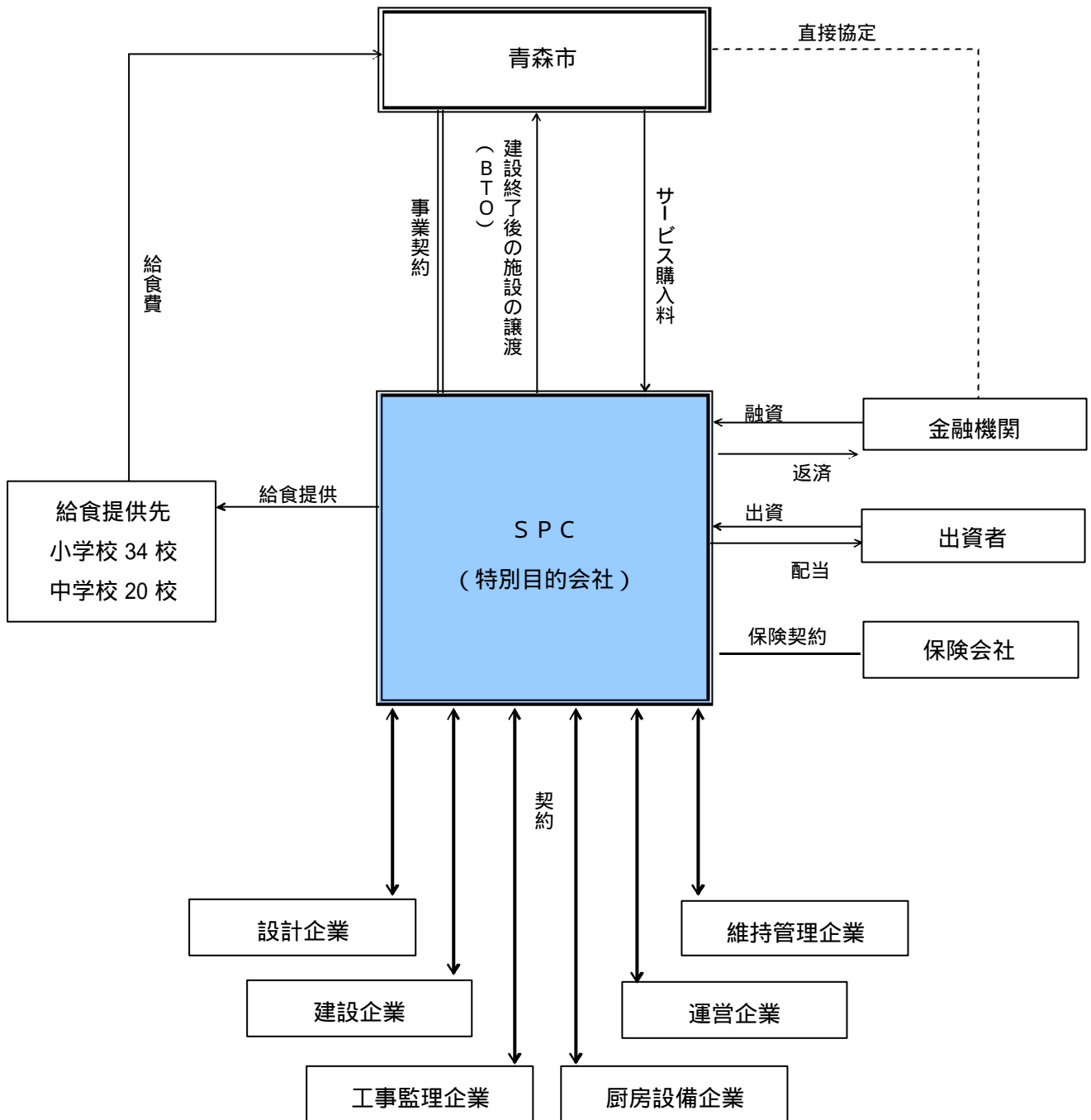
別添資料1：位置図





別添資料3：事業スキーム

BTO方式



別添資料4：リスク分担表

(ア) 共通リスク 「 」主分担 「 」従分担

項目	内 容	市	民間	
募集リスク	入札説明書等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等			
応札リスク	応札費用の負担			
契約リスク	市の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの			
	事業者の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの			
資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの			
制度 関 連 リ ス ク	行政リスク	PFI契約に関する議会承認が得られない場合( 1 )		
		市の事業方針の変更によるもの		
	法制度リスク	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの		
		上記以外の変更に関するもの		
	許認可リスク	市が取得すべき許認可に関するもの		
		事業者が取得すべき許認可に関するもの		
	税制度リスク	法人税等収益関係税の変更に関するもの		
		上記以外の変更に関するもの		
社会 リ ス ク	住民対応リスク	本事業の計画実施そのものに対する住民の反対運動等が生じた場合		
		事業者による調査、設計、建設、維持管理、運営に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合		
	第三者賠償リスク	市の責めによるもの		
		事業者の責めによるもの		
環境問題リスク	調査、設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの			
不可抗力リスク	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲を超えるもの( 2 )			
金利リスク	提案時から金利基準日(竣工日)までの金利変動			
	金利基準日(竣工日)以降に発生する利息にかかる金利変動			
物価リスク	施設供用前の物価変動			
	施設供用後の物価変動( 3 )			
デフォルトリスク	事業者の事業放棄、破綻によるもの			
	市の都合により本事業が継続されない場合			

- 1 事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。
- 2 事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。
- 3 業務を行う者(費用を負担する者)が、当該業務に係る物価変動リスクを負担する(例：調理に係る光熱水費の負担は市であり、光熱水費の物価変動は市の負担となる)

## (イ) 設計リスク

項目	内 容	市	民間
測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの		
	事業者が実施した測量・調査に関するもの		
遅延リスク	市の事由により設計が一定期間に完了せず費用増加をもたらす場合		
	事業者の事由により設計が一定期間に完了せず費用増加をもたらす場合		
設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		
	事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		

## (ウ) 建設リスク

項目	内 容	市	民間
用地リスク	建設に要する用地の確保		
	建設に関する資材置場の確保		
	資料に示した内容以外の地中障害物、土壌汚染に関するもの		
建設費用増大リスク	市の要請により発生する費用超過、建設遅延によるもの		
	上記以外のもの		
工事遅延リスク	市の要請による工事の遅延、または完工しない場合		
	上記以外のもの		
工事監理リスク	工事監理に関するもの		
一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		
要求水準リスク	要求水準を下回った場合		
譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		

## (エ) 維持管理、運営リスク

項 目	内 容	市	民間
計画変更リスク	事業内容・用途の変更に関するもの		
運営費上昇リスク	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		
施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		
性能リスク	要求水準を下回った場合（施工不良を含む。）		
需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動		
	児童・生徒数の変動による需要の変動（ 4 ）		



項目	内容	市	民間
	食べ残し等による残菜の変動(市の作成する献立による影響も含む。)( 5 )		
調理事故・異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常(検収後に明らかになったものを含む。)		
	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		
	調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		
	調理、配送、配膳業務における異物混入等		
	配膳後の異物混入等		
アレルギー対応リスク	アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)		
	調理段階における禁忌物質の混入による発症		
	収集した情報の伝達不完全(送付遅れ・紛失等)による発症、アレルギー児童生徒の個人情報の流出( 6 )		
配送の遅延リスク	配送の遅延により給食の提供ができなかった場合		

- 4 運営期間を通じて、一定の最低食数に係る委託料を保証する。
- 5 事業者はリスクの一部を負担する(処理に係る業務量の増大など)
- 6 帰責事由による。

## 実施方針に関する説明会 参加申込書

「青森市小学校給食センター等整備運営事業」の実施方針等に関する説明会への参加を申し込みます。

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	
F A X	
E - mail	
参加者名	
駐車場の利用 (各社1台に限る)	希望する / 希望しない

- 1 参加者は、1社につき2名までとします。
- 2 実施方針等は各自持参してください。
- 3 駐車場の利用は先着受付順とするため、ご希望に添えない場合があります。
- 4 当日は参加者各自で上履き(スリッパ等)を持参してください。
- 5 Microsoft社製 Word (Windows版) のファイル形式で提出してください。



